

「GISユニット」製品 地域情報プラットフォーム準拠確認チェックリスト

APPLIC 登録番号：

K000597-0005

★APPLICで記載

※赤部分は、V2.10からV3.1の変更部分を示す。

(1) 対象標準とバージョン

APPLIC-0002-2016

・GIS共通サービス標準仕様V3.1

・プラットフォーム通信標準仕様V3.1

(2) 地域情報プラットフォーム準拠確認対象製品やシステムの情報と連絡先

(a) 申請日(西暦年月日)：

2016年12月22日

(b) 申請区分(新規、修正、破棄)：

新規

(c) 申請者

団体名：

アジア航測株式会社

団体のURL：

http://www.ajiko.co.jp/

APPLIC会員番号：

K000597

★識別キー項目1

(識別キー項目3つで
ユニークになるように
申請者が指定する)

(d) 製品情報

製品説明のURL：

http://www.ajiko.co.jp/product/list/CT7/SC11/

★識別キー項目2

代表製品名：

ALANDIS NEO

複数製品で構成する場合は追記：

複数製品で構成する場合は追記：

複数製品で構成する場合は追記：

製品識別情報(バージョン等)：

V2.6

★識別キー項目3

リリース日(予定)(西暦月日)：

2016年9月14日

対応OS：

WindowsServer2008 R2, WindowsServer2012, WindowsServer2012 R2

製品の形態((1)型から(4)型)：

(1)型

製品単品
(PF通信内部実装型)業務処理製品
(業務ユニットIF処理)
(PF通信処理)

(1)型

製品分離型
(前提PF通信製品)業務処理製品
(業務ユニットIF処理)
PF通信製品

(2)型

製品分離型
(前提PF通信
製品(他社))業務処理製品
(業務ユニットIF処理)
Y社PF通信製品

(3)型

製品分離型
(前提PF通信製品(他社)、
前提アダプタ製品(他社))業務処理
製品 Z社
アダプタ
Y社PF通信製品

(4)型

前提となるPF通信製品

前提PF通信製品名：

前提PF通信製品名：

前提のアダプタ製品名：

※1

※1

※2

※1 (2)型から(4)型の場合、既に、準拠登録申請してあるPF通信機能を実装する製品名を記載する。

※2 (4)型の場合、GISユニットのサービスインタフェースを実現するアダプタ製品の製品名を記載する。

(e) 製品のクラウドでの提供について

提供の有無：

参考となる情報(オプション)：

(3)地域情報プラットフォーム準拠確認チェック項目(準拠ルール)

◎:対応、○:制約のあるもの(制限事項をシートの最後の備考欄に記載する！)

番号	要件	準拠ルール	必須/選択	製品・システム確認	APPLIC確認欄
1	地名辞典サービス	GISユニットは地名辞典サービスを実装し、他業務にサービスを提供できること	必須	◎	○
1-1	地名辞典サービスの基本機能	地名辞典サービスは、次に示す機能を提供すること ただし、“選択”の機能の提供は任意でよい	必須	◎	
1-1-1	地理識別子検索機能	地名辞典サービスは、地理識別子検索機能を提供すること	必須	◎	
1-1-2	場所インスタンス取得機能	地名辞典サービスは、場所インスタンス取得機能を提供すること	必須	◎	
1-1-3	場所インスタンス登録機能	地名辞典サービスは、場所インスタンス登録機能を提供すること	選択	◎	
1-1-4	場所インスタンス更新機能	地名辞典サービスは、場所インスタンス更新機能を提供すること	選択	◎	
1-1-5	場所インスタンス削除機能	地名辞典サービスは、場所インスタンス削除機能を提供すること	選択	◎	
1-1-6	サービスメタデータ取得機能	地名辞典サービスは、サービスメタデータ取得機能を提供すること	選択	◎	
1-2	地名辞典サービスの場所インスタンス関連機能	地名辞典サービスは、次に示す機能を任意で提供すること	選択	◎	
1-2-1	地理識別子変換機能	地名辞典サービスは、地理識別子変換機能を提供すること	選択	◎	
1-2-2	場所インスタンス関連検索機能	地名辞典サービスは、場所インスタンス関連検索機能を提供すること	選択	◎	
1-2-3	場所インスタンス関連登録機能	地名辞典サービスは、場所インスタンス関連登録機能を提供すること	選択	◎	
1-2-4	場所インスタンス関連削除機能	地名辞典サービスは、場所インスタンス関連削除機能を提供すること	選択	◎	
1-3	地名辞典サービスのインタフェース	地名辞典サービスは、附録1.2.1のWSDL定義に従ったインタフェースによる機能を提供すること	必須	◎	
1-4	GISDB(地名辞典)	GISユニットは、地名辞典サービスのインタフェース定義に準拠したサービスができるようにGISDBで地名辞典を蓄積・管理できること	必須	◎	
1-5	地名辞典データの交換	GISDB内の地名辞典データは、異なるGISユニット間で交換できる必要があり、GISユニットは、以下の機能を提供できること	必須	◎	
1-5-1	交換用地理空間データエクスポート機能(地名辞典)	附録3で規定されるスキーマ仕様に従って、GISDB内の地名辞典データを、交換用地理空間データへ符号化してエクスポートできること	必須	◎	
1-5-2	交換用地理空間データインポート機能(地名辞典)	附録3で規定されるスキーマ仕様に従って、交換用地理空間データを復号化して、GISDB内の地名辞典データとしてインポートできること	必須	◎	
1-5-3	座標参照系と座標の表記	「6.2 座標参照系と座標の表記」で定められた、座標参照系と座標の表記に従った地名辞典データの交換ができること	必須	◎	
2	地図表示サービス	GISユニットは地図表示サービスを実装し、他業務にサービスを提供できること	選択	◎	
2-1	地図表示サービスの基本機能	GISユニットが地図表示サービスを提供する場合、地図表示サービスは次に示す機能を提供すること。 ただし、“選択”の機能の提供は任意でよい	条件付 必須(※1)	◎	
2-1-1	地図画像取得機能	地図表示サービスは、地図画像取得機能を提供すること	選択	◎	
2-1-2	地図画像URL取得機能	地図表示サービスは、地図画像URL取得機能を提供すること	条件付 必須(※1)	◎	
2-1-3	凡例画像取得機能	地図表示サービスは、凡例画像取得機能を提供すること	選択	◎	
2-1-4	地物情報取得機能	地図表示サービスは、地物情報取得機能を提供すること	選択	◎	
2-1-5	サービスメタデータ取得機能	地図表示サービスは、サービスメタデータ取得機能を提供すること	選択	◎	
2-2	地図表示サービスの主題図機能	GISユニットが地図表示サービスを提供する場合、地図表示サービスは次に示す機能を任意で提供すること。	選択	◎	
2-2-1	主題図画像取得機能	地図表示サービスは、主題図画像取得機能を提供すること	選択	◎	
2-2-2	主題図画像URL取得機能	地図表示サービスは、主題図画像URL取得機能を提供すること	選択	◎	
2-3	地図表示サービスのインタフェース	地図表示サービスは、附録1.2.2のWSDL定義に従ったインタフェースで機能を提供すること	条件付 必須(※1)	◎	
2-4	GISDB(地図データ)	GISユニットは、地図表示サービスのインタフェース定義に準拠したサービスができるように、GISDBで地図データを蓄積・管理できること	条件付 必須(※1)	◎	
2-5	地図データの交換	GISDB内の地図データは、異なるGISユニット間で交換できる必要があり、GISユニットは、以下の機能を提供できること	選択	◎	
2-5-1	交換用地理空間データエクスポート機能(地図データ)	自治体で定めるスキーマ仕様に従って、GISDB内の地図データを、交換用地理空間データへ符号化してエクスポートできること (※本項目を“対応”とした場合、GISユニット製品が対応可能なスキーマ仕様について備考欄(前提条件や制限事項)に記載のこと)	条件付 必須(※2)	◎	
2-5-2	交換用地理空間データインポート機能(地図データ)	自治体で定めるスキーマ仕様に従って、交換用地理空間データを復号化して、GISDB内の地図データとしてインポートできること (※本項目を“対応”とした場合、GISユニット製品が対応可能なスキーマ仕様について備考欄(前提条件や制限事項)に記載のこと)	条件付 必須(※2)	◎	
2-5-3	座標参照系と座標の表記	「6.2 座標参照系と座標の表記」で定められた、座標参照系と座標の表記に対応した地図データの交換ができること	条件付 必須(※2)	◎	
3	PF通信機能	プラットフォーム通信標準仕様のPF通信機能を持つこと	必須	◎	○
3-1	SOAP通信	プラットフォーム通信標準仕様のPF通信機能(SOAP)を持つこと	必須	◎	
3-2	XML処理および共通ヘッダ処理	PF通信標準仕様のXML定義仕様を満たすXMLの処理、及び、プラットフォーム通信標準仕様として公開されるXMLスキーマにて定義される共通ヘッダの処理ができること	必須	◎	
3-3	メッセージ交換パターン	PF通信標準仕様のメッセージ交換パターンの1つである「リクエスト・レスポンス型同期型レスポンス」のPF通信を行えること	必須	◎	

注(※1):「2 地図表示サービス」を提供する製品として登録する場合、必須機能である。

注(※2):「2-5 地図データの交換」に対応できる製品として登録する場合、必須機能である。

備考欄(前提条件や制限事項)